

2025年6月1日時点
社会医療法人関愛会

「男女の賃金の差異」の情報公表

男女の賃金差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)	
全労働者	70.6%
正職員	73.0%
パート職員	123.1%

対象期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日

賃金：基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職手当を除く。

差異についての補足説明：

全労働者及び正職員の差異の理由は、男性医師が多いため。

パート職員の差異の理由は、女性非常勤医師が在籍のため。